

第 6 9 回 宍 粟 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 5 月 1 6 日 ( 月 曜 日 )

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 5 月 1 6 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 53 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 6 号 )  
の 承 認 に つ い て

第 54 号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第  
7 号 ) の 承 認 に つ い て

第 55 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専  
決 第 8 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 4 第 56 号 議 案 平 成 27 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 5 号 ) の 専 決  
処 分 ( 専 決 第 9 号 ) の 承 認 に つ い て

第 57 号 議 案 平 成 27 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 4  
号 ) の 専 決 処 分 ( 専 決 第 10 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 5 第 58 号 議 案 宍 粟 市 千 種 B & G 海 洋 セ ン タ ー に 係 る 指 定 管 理 者 の 指  
定 に つ い て

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 53 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 6 号 )  
の 承 認 に つ い て

第 54 号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第  
7 号 ) の 承 認 に つ い て

第 55 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専

			決第8号)の承認について
日程第4	第56号議案	平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認について	
	第57号議案	平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第10号)の承認について	
日程第5	第58号議案	宍粟市千種B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について	
追加日程第1	第53号議案	宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認について	
	第54号議案	宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分(専決第7号)の承認について	
	第55号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第8号)の承認について	
追加日程第2	第56号議案	平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認について	
	第57号議案	平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第10号)の承認について	
追加日程第3	第58号議案	宍粟市千種B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について	

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番	鈴 木 浩 之	議 員	2 番	稲 田 常 実	議 員
3 番	藤 原 正 憲	議 員	4 番	林 克 治	議 員
5 番	飯 田 吉 則	議 員	6 番	大 畑 利 明	議 員
7 番	東 豊 俊	議 員	8 番	福 嶋 齊	議 員
9 番	榎 橋 美 恵 子	議 員	1 0 番	西 本 諭	議 員
1 1 番	実 友 勉	議 員	1 2 番	高 山 政 信	議 員
1 3 番	岸 本 義 明	議 員	1 4 番	山 下 由 美	議 員
1 5 番	岡 前 治 生	議 員	1 6 番	小 林 健 志	議 員
1 7 番	伊 藤 一 郎	議 員	1 8 番	秋 田 裕 三	議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	岡 崎 悦 也 君	書	記 上 長 正 典 君
書	記 岸 元 秀 高 君	書	記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	清 水 弘 和 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者	尾 崎 一 郎 君
一宮市民局長	楸 谷 米 男 君	波賀市民局長	松 木 慎 二 君
千種市民局長	幸 福 定 利 君	企画総務部長	中 村 司 君
まちづくり推進部長	坂 根 雅 彦 君	市民生活部長	小 田 保 志 君
健康福祉部長	大 島 照 雄 君	産 業 部 長	中 岸 芳 和 君
建 設 部 長	鎌 田 知 昭 君	教育委員会教育部長	藤 原 卓 郎 君

( 午前 9時30分 開会 )

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第69回穴粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、市長から、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高欄願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告3、本日市長から議案6件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(秋田裕三君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

3番、藤原正憲議員、4番、林 克治議員、以上、両議員にお願いをいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長(秋田裕三君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定いたしました。

#### 日程第3 第53号議案～第55号議案

議長(秋田裕三君) 日程第3、第53号議案、穴粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認についてから、第55号議案、穴粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第8号)の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。

それでは、第53号議案から第55号議案の税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求める件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第53号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、個人住民税における減免申請など一部の手続におきまして、個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、個人番号記載の対象書類を見直すなど、納税義務者等の負担軽減を図るとともに、法人番号の定義について整理しております。

また、固定資産税におきましては、いわゆる「わがまち特例」として、自家消費型太陽光や自然条件によらず安定的な運用が可能な中小水力、バイオマスなど、電気事業者による一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置を導入するものであります。あわせて、地方税法等の改正に伴う文言につきまして、条例に引用している部分の整理を行っております。

次に、第54号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第7号）の承認につきましては、地方税法等の一部改正に伴う引用部分の文言を整理する改正を行っております。

次に、第55号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第8号）の承認につきましても、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴うもので、加入被保険者の中低所得者層の負担軽減を図る目的で、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額をそれぞれ2万円引き上げ、減額措置に係る軽減判定の所得基準額を見直すものであります。また、国民健康保険税につきましても、個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、個人番号記載の対象書類を見直す改正を行っております。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、地方税法等の改正が3月31日に公布されたことに基づくものであり、改正時期との整合性を図る上で急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第53号議案から第55号議案までの3議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第4 第56号議案～第57号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第56号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第9号）の承認についてから、第57号議案、平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第10号）の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第56号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第9号）の承認及び第57号議案、平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第10号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の専決補正予算は、平成27年度内実施が困難となった事業につきまして、繰越明許費の追加及び変更を行ったものであります。

これらにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ないものに限って補正を行ったものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第56号議案から第57号議案までの2議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第5 第58号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第58号議案、宍粟市千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第58号議案、宍粟市千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年6月に完成予定の宍粟市千種B & G海洋センターにつきまして、7月1日以降の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本施設につきましては、民間企業が持つノウハウを生かし、市民の方が利用しやすい施設とするため、公募による指定管理者の募集を行いましたところ、3団体の応募がありました。

この3団体について、宍粟市指定管理者選定審議会に候補者選定について諮問し、選定審査を実施したところ、最も得点の高かった株式会社スポーツプラザ報徳を優先交渉権者とする答申をいただき、関係書類等を審査した結果、同社を平成28年7月1日から平成33年3月31日までの間、指定管理者として指定することで効果的、効率的な施設運営ができると判断しましたので提案するものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

○6番（大畑利明君） 6番、大畑です。ただいま御提案のありました第58号議案につきまして、何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、公の施設の管理主体を決める場合につきましては、市の直営にするのか、あるいはまた指定管理にするのかのいずれかを選択していただくわけでございますが、今回の施設管理を指定管理者として判断を下された理由についてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、この指定管理者の選定についての考え方をお伺いしたいと思うんですが、市内には同種の同じようなプールの施設でスポニックパークいちのみやも指定管理

がされていると思いますが、今回指定管理者の選定については、公募によるという原則的な取り扱いをされました。ということは、それぞれ一体ではなく分割という形になるかというふうに思うわけですが、私は一体的に管理運営することによって、分割するよりも、より効率化が図れる可能性があるのではないかということをおもうわけですが、その辺の検討がされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、三つ目でございますが、提案の指定管理者につきましては、選定審議会の答申には、市当局の想定する指定管理料に最も近い提案があったということで、最も高い得点を得られておられるわけですが、それぞれほかの2団体も含めまして各応募団体から提案がありました概算事業費などについてお伺いをしたいと思います。

最後、四つ目でございますが、市当局の想定する指定管理料に最も近いとありますけども、これは新設でございますから、全く実績のない施設でありまして、なかなか経費の算定にも苦慮するところがあるというふうに思いますが、市はどのような経費の算定を行ったのか、何を根拠に行ったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 大畑議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、直営なのか指定管理制度を導入するのかという御質問でございます。御存じのとおり、自治法が改正をされまして、指定管理者制度の趣旨についてはもう既に御存じのとおりだというふうに思っております。民間のノウハウを生かしながら住民サービスの向上であったり、経費の節減を図っていく、そういったことが大原則として自治法が改正をされております。宍粟市におきましても、その大原則を導入することによって効果が十分期待できるというところで、可能な施設についてはこれまでも指定管理者制度を導入してきたところでございます。今回のB & Gの海洋センターにつきましても同等の考えで指定管理者制度を導入するほうが効果的な運営が可能であるという判断を下す中で、今回公募に至ったということでございます。

続きまして、一体管理と区分管理、同種施設のスポニックパークいちのみやの管理者と一緒にというようなことかと思えます。確かにそういう同種の温水プールを有する施設でございますので、そういうことも検討をしております。ただし、スポニックパークいちのみやにつきましては、平成27年の4月から指定管理を導入して



おりまして、スポニックパークいちのみやの指定管理者にB & Gの管理をしていただくということになりますと、任意の随意契約という形になります。競争性という点では課題が残ろうかというふうに思いますし、さらには運営内容のさらなる充実と、そういうところの期待もありまして、今回公募によって指定管理者を応募していこうということになっております。

ただ、スポニックパークいちのみやの指定管理者につきましても当然応募ができるという環境を整えておりますので、その中で今回競争性ができたのかなと、そんなふうに考えております。結果として、審議会のほうでは今回御提案をしておりますスポーツプラザ報徳さんに指定管理をするのがいいというような御判断をいただいたというふうに考えております。

三つ目の応募団体からの提案ということでございます。特に今回の提案内容を聞いておりますと、今回提案しておりますスポーツプラザ報徳さんにつきましては、できるだけ自社でいろんな修繕、あるいはそういったことも日常の管理という部分について行っていこうという姿勢を見せていただいている提案内容になっております。他社と比べてそこが違うのかなというふうに考えております。今回、そういう御提案をいただきながら、本社管理費も含めてトータル的なところでは、スポーツプラザ報徳さんに優位性があったというふうに審議会のほうで判断をいただいたというふうに考えております。

最後にありました指定管理料ですが、もともと初めての施設でございますので、議員おっしゃるとおり、年間の維持費という部分については我々も想定がなかなか難しいという状況がございます。我々が想定をさせていただいたのは、同種施設のスポニックパークいちのみやの現在の管理料、あるいは人件費をできる限りコンパクトに運営していただく中では最低このくらい必要だろうというような試算の中で指定管理者の公募の際には、大体このあたりの想定をしておるところでお示しをし、公募をさせていただいたというところでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） まず、スポニックパークとの関係につきましては、いわゆる競争性というものを優先したということでございますので、それぞれが別々の指定管理者ということで切磋琢磨されるということを期待をしておきたいというふうに思いますが、その辺が明確にあらわれるということを是非、また、このように結果があらわれているという、競争性が確保されたというようなことも含めて、また実

績の報告はいただきたいというふうに思います。

基本的な部分で、いわゆる直営なのか指定管理なのかということで、今指定管理のほうが優位性があるということで、その理由につきましては効果的な運営というふうにおっしゃいましたが、この効果的な運営というのはどういうことなのか、もう一度ちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） まず、2点ほどあると思います。今回見ていただいたように、これまでの10年ほどの指定管理者の歴史の中で、今回の報徳さんにつきましても多くの施設を指定管理をされておりますし、あわせてB & G海洋センターの温水プール、これについても指定管理の実績がございます。このB & Gの指定管理につきましては、専門のインストラクターの配置というのが必要でございます。報徳さんについては当初からその有資格者を配置をしていただくというところでの内容の充実ということが期待できるということと、これまでの各地域での指定管理の実績、それに基づいたノウハウというものを蓄積されているというところがまずもって大きいのかなというふうに考えております。さらには、効果的な人員配置という部分についても直営で実施をするより効果が高いというふうなところもございまして、そういう判断をさせていただいたというところでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 最後にいたしますが、詳細はまたそれぞれ総務文教のほうに詳しく御説明いただきたいというふうに思うんですが、その指定管理を適用されるということは、自治法上で抽象的な文言で書いておりますけども、いわゆる市民サービスの向上が期待をできるということとか、あるいは運営経費の削減が図れるという、そういうことを期待して指定管理制度というものが活用されるべきだというふうに思いますが、一つは先ほどもありました雇用の安定という意味で指定管理の期間というのは非常に短いわけで、市民サービスの向上を図るといのは、やっぱりそこに働く人が長期でいろいろ経験を積んでいくという、そういうことから市民サービスの向上に反映されるものだというふうに思うんですね。という意味では、少し直営より私は指定管理のほうが雇用期間が短いという意味で、どうなのかという疑問を持っているわけです。

それから、もう一つは、運営経費の削減が図れるかどうかということですけども、実はこれ平成26年のときに、もともとこのB & Gプールの提案をされるときに、改築構想案というのが議会に提示をされております。このときの資料では、当局の説

明されているランニングコストでは、人件費、光熱水費以下全体を含めて年間2,288万円ほどかかるんだという御説明がされております。しかし、今回、答申の資料がついておりますが、団体概要書、ここで出てくる収支計画書の積算根拠のほうを見ますと、経費については全体で3,679万円という経費でもって積算がされているわけですね。ここに時点の違いもあろうかと思いますが、大きな差が出ているわけです。そういう意味で、本当にこの指定管理が住民サービスの向上を図れたり、あるいは経費の縮減という形になっているのかどうかというところを少し理解に苦しむわけでございまして、その辺の説明と、あと詳細については基本協定でありますとか、あるいは仕様書とかいうものは委員会のほうにでも出していただいて、あと委員会のほうで詳細な審査を受けていただきたいなというふうに思います。

今申し上げましたように、市民サービスの向上ということと、運営経費の縮減が図れるというところについての少し考え方をもう一度御答弁いただきたいというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 市民サービスの向上の件に関しましては、これまでのノウハウということを生かしていただくという提案でございましたので、先日もこの優先交渉権者という形で答申をいただいてから、報徳さんのほうとも協議をさせていただいております。その中で、この地域の利用者をどういう形でつかんでいくか、あるいは増やしていくかというところについて、これまでの他市町の経験のもとに御提案をいただいておりますし、私どももそのことが実現するように、可能な限り連携を深めていくということの中のお話もさせていただいております。結果として、そういうことになるように今後とも努力をしていきたいというふうに思っております。

さらには、経費の節減というところにつきましては、今回、公募する段階での内容の精査というところについて、今回は十分させていただいたというふうに思っております。人件費のところ、あるいは光熱水費のところ、どれぐらいの使用を見込むのかというところ、さらにはペレットボイラーを導入しまして、宍粟市の方針であります木質バイオマスというところの利活用というところも念頭に置きましたので、そのあたりを一定割合の指定をさせていただいたというようなこともございまして、その精査の中で今回、応募の際の概算の事業費というところをお示しさせていただいたというところでございますので、そのあたりが若干の相違があるというところで御理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私も第58号議案の千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定について、3点ほど通告をさせていただいておりますので質疑をさせていただきます。

まず、審議会の答申の中で言われています施設利用者についての具体的な見込み、あと未執行経費の返還について確認せよというような答申があったと思うんですけども、最終的にどのような確認がなされているかというのが1点目です。

2点目は、契約内容についてなんですが、株式会社スポーツプラザ報徳様は、いろんな先ほどお話があったとおり、滋賀県の米原市であるとか、浜松市の天竜であるとかのB & G海洋センタープール、特に温水プールの指定管理もされています。そういった他市町村と宍粟市の指定管理の条件の違いがあるのかどうかということをお伺いします。

3点目、経費削減についてです。審議会の答申にもありますとおり、指定管理者制度導入ということは、民間活力の導入による経費削減ということが言われているわけなんですけども、市直営にした場合との比較、市直営にした場合の年間の経費、あと逆に指定管理で民間がやっていただくということで、どれくらい経費削減が図られたのかというところを具体的にお示してください。

以上、3点です。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） まず1点目の審議会の答申の中で確認せよというところで御意見があった部分でございます。この件につきましては、先ほども申し上げましたように、優先交渉権者となられた後に、本社のほうからも宍粟市のほうに来ていただきまして打ち合わせをさせていただいております。その中でその二つの件、施設利用者についての具体的な見込み、あるいは未執行経費の返還というところについて確認をさせていただいております。

未執行経費の返還につきましては、具体的には修繕料というところで御提案がございました。活用した分について以外の未執行については、最終的には精算をするというようなところでのお話がございましたが、新しい施設でありますので、見込んでおられる額から精査をさせていただいて、若干は減額をした中で今回契約を結ぼうというふうに考えております。二つの課題につきましては、そのときに確認をさせていただきます。

二つ目の米原市と宍粟市の指定管理の条件の違い、これについてでございますが、

大きく言いますと、その仕様の中には大きな違いはないというところがございます。ただ、宍粟市の場合につきましては、学校プールということの位置づけをしておりますので、ちくさの杉の子こども園、さらには千種小学校の児童、この利用が大きなウエートも占めてきますので、そこに配慮するようという仕様しております。さらには、先ほども申し上げましたけれども、ペレットの利用についての規定を設けております。それ以外については米原と宍粟の大きな違いはないというふうに確認しております。

三つ目ですが、経費の削減という部分でございます。この部分につきましては、当初我々がお示しをした部分と今回提案があった部分、経費の削減は約1.2割程度削減になっていると。約で言うと、そういう程度でございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） まず、1個目の質問の施設利用者についての具体的な見込みについての御回答がないので、そちらをお願いします。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今回のスポーツプラザ報徳さんの提案の内容につきましては、特に今、御紹介ありました米原市の3棟のB&Gのこれまでの実績というところを参考に御提案をいただいております。見させていただきますと、スクールの利用者も右肩上がりで伸ばしておられますし、宍粟市についてもそのあたりを勘案をして、利用者を伸ばしていくというところの見込みを確認をさせていただいたというところがございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 2回目の質問をしたいと思っておりますけれども、まず、施設利用者については、先ほどおっしゃっていただいたとおりのことかと思うんですけども、収支の計画書に関していくと、スクールのほうで子どもが年間100人、成人の会員が20人ということが積算の根拠になっています。あと、一般開放のほうは3,840人というのが根拠になっているんですけども、それと、その後の契約内容というか、指定管理の条件の部分にかかわるんですけども、ほかの市町を見ても、スイミングスクールのほうですね、こちらを指定管理の条件というか、条例の中に会費だとか、年会費等をうたっていないのではないかと思うんです。それはあくまで自主事業で指定管理者である報徳さんの御努力というか、企業努力によって年会費を設けないでとか、そういったことはされている様子はいかがかと思うんですけど、それを条例上にうたっているというところが非常に宍粟市の場合、違うのではないかというふう

に思います。そのあたりちょっとどのような違いがあるのかということ、いわゆるスクールのほうをいろいろ条例の中に料金までうたっているというところがほかの市町にあるのかどうか。僕自身の考えでいくと、あくまで自主事業で、ここで大分御努力いただいて売り上げを上げていただくことで、こちらの経費が削減されるというような相乗効果というのが見込めると思うんですけど、そのあたりの見解をちょっともう一度伺いたいと思います。

あと、先ほど契約内容というか、仕様の中で学校園所の利用への配慮、あとペレットボイラーの利用についての規定ということをおっしゃいましたが、具体的にどういったことを協定で結ぼうとしているのかということをお伺いします。

あとは、先ほどの経費削減についての件なんですけども、1.2割程度直営より減だということなんですけども、その積算の根拠ですね、それは委員会のほうに比較資料として提出いただきたいと思いますと思いますが、それが可能かどうか、もう一度伺います。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） まず、スクールの関係につきましては、今回の提案の中でも料金のところでの提案もいただいております。あくまで条例の中に規定をしておりますスクールの利用料につきましては、規定にもありますように、上限を決めておるというところで考えておりますので、その範囲内で市の許可をいただいて、いろんなパターンをしていただく。その中でスクールの生徒の確保というところについての御努力をいただくというところで考えております。

他市町の分については、ちょっと確認ができておりませんので、この場でお答えすることはできませんが、我々としてはそういうところでの取り扱いで考えております。

続いて、学校利用の部分につきましては、具体的にどうのこうのという具体的なことを申し上げているという仕様書にはなっておりません。このプールにつきましては、学校のプールを兼用しているのもので、その児童の利用に配慮することというようなことで、仕様書の中には規定をしておりますし、ペレットにつきましてはちょっと確認が今できてませんが、ちょっと忘れたんですが、後ほど委員会のほうにそのあたりをお示しをしたいと思います。ちょっとうやむやな数値を申し上げたら申しわけございませんので、申しわけないんですが、委員会のほうで報告をさせていただきたいと思います。さらに、資料につきましては、委員長と相談しながら提出をしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後にしますけども、基本、いろいろな政策選択する中でB & Gの千種のプールが老朽化した、建て替え等が必要だということで、いわゆるB & Gをもう一回建てるのか、それとも学校プールをつくるのか等々、あと温水にするのか、今までどおり夏にするのか、あと温水プールをという選択の中で指定管理にするのか直営にするのかと、いろいろと政策選定をされてきての現在だと思うんですけども、そのあたり、その時点でのどういう判断を下してきたかということ、どういう根拠をもとにこっちを選択してきたんだということを明確にしていただかないと、なかなかこの指定管理の指定が正しいのかどうなのか、適正なのかどうなのかということが判断できませんので、先ほど言った、特に経費のことについて直営と指定管理の場合の比較というのはしっかりと資料を出してください。

基本、最後にはこれ積算根拠を見たときに、いわゆる施設の指定管理料の出し方なんですけども、総支出から売り上げというか、施設利用とか、あと物販とか、そういったところの売り上げを引くという形の算出の仕方をして2,984万1,400円ですかね、これが指定管理としての収入として上がってくるんですけども、もし売上収益が予測を下回る、もしくは経費が予測を上回るということで、ここに差が生じた場合、指定管理料は今後どのようになっていくんですかね。そのあたりの見解を伺います。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今年から始まるB & Gの施設でございます。年間の経費というのが果たしてどの程度必要なのかという実績もございませんので、まだまだ想定の中での試算という状況での公募という状況でございます。

ですから、光熱水費等につきましては、当然1年間の使用料がどの程度ということについては、数年間の実績を見ていく必要があるというふうに考えておりますので、そのあたりについては最終的な精算という方法もございます。

さらには、売り上げが減ったときにはどうするのかというところでございますが、そのあたりも事業者と十分精査をさせていただいて協議をする中で判断をしていく必要があると。現段階では全体1年間の経費の見込みということについては、あくまで見込みという状況でございますので、実績が出た段階での精査というのも今後必要になってくるだろうというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第58号議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

す。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前 10 時 08 分休憩

---

午後 2 時 00 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま民生生活常任委員長から第53号議案から第55号議案までの3議案、予算決算常任委員長からは、第56号議案から第57号議案までの2議案及び総務文教常任委員長から、第58号議案の6議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りをいたします。

これら6議案を日程に追加し、議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、第53号議案から第55号議案までの3議案、第56号議案から第57号議案までの2議案及び第58号議案の6議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第53号議案

議長（秋田裕三君） 追加日程第1、第53号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第6号）の承認についてから、第55号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第8号）の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、本日の本会議で民生生活委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 本日審査付託のありました第53号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第6号）の承認について、第54号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第7号）の承認について及び第55号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第8号）の承認についての3議案は、第2回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第53号議案の主な内容は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を受け、地方税法において発電設備に係る課税標準の特例措置が設



けられておりますが、それが期限を迎えることにより、宍粟市においては「わがまち特例」を導入し、適用期限を2年間延長するもの、また、それ以外は上位法である地方税法の改正による条例の文言修正と条項号づれ、また国において個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、これまで個人番号の記入が求められていた書類で不要な部分を見直すことにより生じた修正です。

次に、第54号議案の主な内容は、地方税法等の改正による条例の文言修正です。

最後に、第55号議案の主な内容は、国民健康保険の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の引き上げ、また、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更、5割軽減と2割軽減の判定方法を変更するものによる条例改正であります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をしました結果、全会一致で承認するものと決しましたので御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時16分休憩

---

午後 2時17分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。3点ほどちょっとお聞きしたいと思うんですけど、一つは、民生の今日の資料に詳しい解説が出ておるんですけども、今回の課税限度額の引き上げによって、ここに書いてあるのは、今回の限度額の引き上げの理由として中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しということで、この図を見る限りにおいては、中間所得層の国保税が引き下がるというふうに図示してあるわけでありましてけれども、このあたりのところについて議論があったのか。

毎年、私どもは地方税の改正に伴う課税限度額の引き上げについては、全体の国保税を引き上げるというふうなことに繋がっていくということで反対をしておるわけでありましてけれども、今回のように中間所得層の国保税が引き下がる。そしてまた、軽減判定の範囲も広がるというふうなことになるますと、その判断をどうするかというふうなところで違ってきますので、そのような議論があったのかどうか、

まずお聞かせ願いたいと思います。

それと、国民健康保険税は大変一般的に高いというふうなことが言われておるんですけども、最高限度額を支払う世帯というのが実際にどの程度の収入の人たちがその最高限度額を支払っているのかというふうなところを見る必要が私はあると思っております。

それで、具体的に一番わかりやすいのは、モデル的な世帯を設定していただいて、これぐらいの収入であれば最高限度額が課せられますよと。それで現行では何世帯であるのが、改正後は何世帯が最高限度額を支払うようになりますよというふうなことを見なければ、市民に具体的にどういうふうな影響があるかということがわかりにくいと思うので、そのような議論があったのかどうか、資料が提出されていたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一つは、最後になりますけれども、今回5割、2割の控除が引き上げられるということで、対象の世帯が広がるということになるんですけども、これについてもそれぞれ今回の基準の引き上げによって2割軽減、5割軽減の該当者がどの程度増えるのか、そのあたりの議論というのはなされておるのかどうか、お聞かせください。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） それは、第55号議案に関する御質問かと思うんですけども、まず第1点の中間所得層の負担に関してなんですが、今回の改正によっては限度額を引き上げる、高所得者の限度額が約2万円ずつ引き上がるということ。あと低所得者の軽減の判定所得が引き上がるということで、低所得者に対する軽減の幅が広がるというところで、その中間に値する中間所得層に関しては税率を改正しない限り、例えば高所得者の限度額を引き上げて、中間所得層の税率を引き下げない限り、その中間所得層の負担軽減ということは実現はしないと思います。今回の議論の中では、それはなかなか制度上、そのバランスをとるのは難しいという回答はありましたが、具体的なことは議論されていません。

2点目、限度額を引き上げて最高額を納税されている世帯がどれぐらいの所得なのか、また、どれぐらいの数がいるのかという具体的な数値に関しては資料提示もしくは議論はありませんでした。

また、同じように軽減措置でどれぐらいの世帯が軽減の率が上がるということ、それによる影響額等の具体的な数値の提示及び議論はありませんでした。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 委員長報告ですので、これ以上のことを聞いても仕方ないわけでありませぬけれども、一つは、1点目に述べました中間所得層の、この図でいうと、事実上国保税が最高限度額を引き上げることによって下がるというふうなことの資料を当局側が出してきているわけですから、やっぱりその裏づけというふうなところも私はしっかりと議論していただきたかったなというのが第1点です。

それと、もう一つは、国民健康保険税というのは大変複雑な制度になってしまっているが上に、具体的なモデルケースを当局に出していただいて、初めて市民生活にどういふふうな影響が出てくるかということが明らかになります。それは、最高限度額にかかわらず、今後国保税が改正されるときもそうですし、この5割、2割軽減対象がどの程度広がるかについても同じですので、今後、審査される場合には、そういうふうな具体的な市民生活にどう影響があるかという資料を是非提示を求めていただいて、市民生活にどう影響があるかということ審査していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 税率改正等の議案が上がってきた段階ではそういったところをしっかりと議論していきたいと思ひます。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を順次許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 第55号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第8号）の承認についての反対討論を日本共産党市会議員団を代表して行ひます。

今回の改正では、5割、2割の軽減基準が緩和され、対象世帯が増えるということは評価できることあります。しかし、宍粟市の国保税は、この間繰り返し述べておりますように、ルール分以外の一般会計の繰り入れをしていないために、県下でも医療費は低い位置にありますが、国保税は高い位置にあるのが実態であります。

今回の最高限度額の引き上げは、地方税法の改正によるものでありますが、この限度額を適用しない市町もたくさんあります。私は、これ以上の国保税の引き上げに賛成することはできませんので、反対いたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第53号議案を採決いたします。

第53号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

第53号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（秋田裕三君） 起立全員であります。

第53号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、第54号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第54号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第54号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、第55号議案を採決いたします。

第55号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

第55号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第55号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

追加日程第2 第56号議案～第57号議案

議長（秋田裕三君） 追加日程第2、第56号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第9号）の承認についてから、第57号議案、平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第10号）の

承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長（小林健志君） 本日、平成28年5月16日に付託のありました、第56号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第9号）の承認についてと、第57号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第10号）の承認についての補正予算2議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託後、委員会を開催し、総務文教、民生生活、産業建設の三つの分科会で審査を分担して行うことと決定し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査をいたしました。その後、それぞれ分担して行った分科会の審査の結果を受け、全体の委員会で審査を行いましたので、その審査の結果と経過の報告をいたします。

まず、第56号議案についてですが、繰越明許費の補正として、九つの事業で「追加」、二つの事業で「変更」の専決処分を行ったものです。

補正を行った主な事業及び内容としましては、伊水小学校屋内運動場改築事業において用地交渉並びに分筆作業に不測の日数を要するため、また、宍粟市老人福祉センター便所設置事業においては、センターの葬儀使用の関係で年度内に完了できなくなったなど、いずれの事業も年度内実施、完了が困難となった事業について繰越明許費の追加及び変更を行ったものです。

なお、第56号議案については、民生生活常任委員会の審査の過程において、補正関連の事業に対して、工程の見積もり、スケジュール管理の甘さを指摘し、管理の徹底、完了期日を守るように指示したとの報告がありました。この委員長報告に対して、責任の所在、その後の対応について質疑がなされました。

今後、議会の役割を果たしていくため、事業の進捗状況について、委員会として十分審査していくとの答弁がありました。

次に、第57号議案については、繰越明許費の補正として、二つの事業で「追加」及び「変更」の専決処分を行ったものです。

補正を行った事業及び内容としましては、庄能地内下水道管布設事業において、市道新設工事の着手が遅れ、付随する当該工事が遅延したため追加補正するものです。

また、上溝雨水幹線整備事業において、平成28年度実施となる都市計画道路と整合を図る設計業務とするため、変更補正するものです。

採決しました結果、第56号、第57号議案の補正予算の専決処分の承認についての2議案については、どちらも全会一致で原案を承認すべきものと決しました。

以上、報告します。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時34分休憩

---

午後 2時35分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第56号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第56号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第57号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りいたします。

第57号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第57号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

追加日程第3 第58号議案

議長(秋田裕三君) 追加日程第3、第58号議案、宍粟市千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していただいております。総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告いたします。

平成28年5月16日に審査付託のありました、第58号議案、宍粟市千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定については、本日、第2回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第58号議案については、宍粟市千種B & G海洋センターの完成に伴い、施設の管理運営について、民間企業のノウハウを生かし、より多くの市民が年間を通じて健康増進と体力づくりが行えることを目的に指定管理者を指定したく、地方自治法第244条の第2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、宍粟市指定管理者選定審議会より株式会社スポーツプラザ報徳を優先交渉権者とする旨の答申が出されております。

審査の結果、第58号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、事業の実施に当たっては、事業の趣旨となっております健康増進、特に介護予防に効果が出るように健康福祉部との連携を密にしながら事業展開をされるよう総務文教常任委員会としての意見がありましたことを申し添えておきます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時39分休憩

---

午後 2時39分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を続けます。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。本会議の席で提出を求められた資料や事前に配られておいた資料があるんですけども、その中でちょっと2、3どうなのかなというところまで審査されておいたら教えていただきたいんですけども、一つは、本会議で求められましたランニングコストについてということで、指定管理者が導入した場合と直営の場合というふうなことがあります。それで、その中で利用料収入として9万6,000円、その算出根拠を見ると、子どもが1カ月10人×12カ月、大人が500円×10人で12カ月で9万6,000円、一方、今度新しい指定管理者が出しておられる収支の積算根拠では、プールの一般として192万円、平均単価として3,840人が利用するとして書かれております。

ちょっとこれは公が出す資料にしては桁もそうですし、人数算定もそうですし、果たしてこれが公式の資料として正しいものであるのかどうか、ちょっと疑問なのでお伺いしたい。もし違っているのであれば、正確な資料を出していただきたいと思います。今日の本会議の席上で言われたので、慌ててつくられたから、そんなふうになったのかもしれませんが、そのあたり、もし違うのであれば訂正もお願いしたいと思います。

それと、もう一つ気になりましたのは、宍粟市の場合、中学生以下の子どもと65歳以上の高齢者については、プールの使用料も無料になっております。それで、その無料分というのは、本来指定管理料の中に含めて市としては補填をしなければ、大変指定管理者にとっては不利な条件になるのではないかというふうに私は思っていたんですけども、そのあたりの市としてあくまでスポーツ振興の意味合いにおいて、スポーツ施設というのを無料にしているわけでありますから、そのあたりの補填というふうなことはどういうふうにご考慮されるのか、そんな議論はあったでしょうか。

それと、もう一つ気になりましたのが、収支計画書の中で社宅の賃借料90万円というのが上がってきております。これは今回遠くからお見えになる管理者の責任者らに副統括責任者の方の社宅だとは思いますが、本来、その社宅というのは



本社が負担すべきものであって、指定管理の中に、もしこれが含まれているとすると、私はちょっと意味合いが違うのではないかなと、あくまで経費として計上されているということであるかもしれませんが、社宅賃借料まで今回の収支計画の中に上がってくるのはおかしいのではないかなと思うんですけれども、そのあたり質問がもし出て、見解を問うておられたらお聞かせ願えたらと思います。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 岡前議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、ランニングコストについてであります。

お手元の資料に上がっておりますスポーツプラザ報徳さんが出されております資料の上段でございますけれども、子どもに対して大変多くの方が入会していただくということでございますし、子ども料金も多く設定していただいております。まず、こういった実績を踏まえて、報徳さんが今後においてこれだけの施設利用があるだろうという見込みで積算されたものでございます。

それと、次の2点目は、14歳以下と65歳以上の方の無料については補填はあるのかどうかということでございます。そういった点はございます。

もう1点、社宅90万円については、市のほうで負担すべきではないという御意見でございますけれども、2名の方の社宅利用があるようでございます。もちろん宍粟市内に住んでいただくということもございまして、そういったことも加味をされておるようでございます。その点深くは審査をしておりますので、その点御了承いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 委員長、この資料ですね、この資料でその利用料が9万6,000円しか上がってきていないんですよ。その実際に、今、スポニック一宮というのが経営されている実績というのがあるはずなのに、それで、その積算根拠が毎月子どもが10人とか、大人が10人とか、20人しか利用していないというふうな、そんな根拠というのはいり得ないわけですよ。だから、こんな資料が公式の場に出てきておるといのは、ちょっと問題があって、はいそうですかとは見れないということをおまず1点申し上げているんです。

それと、もう一つ申し上げたのは、中学生以下の子どもと65歳以上の高齢者の利用についてはあくまで市の施策として無料にしているものであって、それは指定管理

者が負担すべきものではなくて、市がきちっとその分については補填をしなければ、指定管理者はその分収入が少なくなるわけですから、あかんでしようということをお願いしているんです。

それと、もう一つは、仕方がないと委員長おっしゃいましたけれども、社宅とか住むところというのは、本来請け負った会社がそれを見つけて、それを社員に提供するというのが当たり前のことで、ここに書いてあります、最後に顧問料54万円とか、あと本社管理費9万円とかも計上されておりますけれども、こういうふうなものまで当然指定管理料で払うわけになるわけですから、そのあたりもう少し精査が必要ではないのかなと思います。

ですから、まずはこの資料が本当に正しいのかどうか、その真意をまず教えてください。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 先ほど答弁の中で仕方がないと言った部分があるかと思うんですけれども、それはほかの意味に酌んでいただいたら結構なんですけれども、この根拠については深く審議はされておられません。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 少なくとも正式な委員会で作られてきた資料なんで、もう一度担当部に協議していただいて、これ絶対正しい数字だとはとても思えないんです。正しい数字だったらいいですけども、年間利用料が9万6,000円しかスポニックパークいちのみやがないというのが僕は絶対おかしいと思いますのに、千種のほうでは192万円も計上できるわけないですからね。だから、この資料は慌ててつくったから、僕は間違っているのと違いますかというふうな指摘をしているので、今の段階になって出し直しとかそんなことはできませんから、本会議終了後、もう一遍担当課とよく検討していただいて、これで間違いがないんだったら、これで間違いがない理由をまた教えていただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） わかりました。

それと、14歳以下とそれから65歳以上の無料については市のほうが補填するというところでございます。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ちょっと関連なんですけど、私も午前中の本会議で、今、岡前

議員が言われたランニングコスト、直営と指定管理について、どのような検討がなされたのかという質問をした関係がありますので、ちょっとこの資料で指定管理者に判断を下したというには、あまりにもお粗末だなというふうに今見ているんです。

そこは、本当に、今後やっぱり総務のほうでしっかりと審議をいただいて、あまりにもこれ失礼だと思いますよ。指定管理と直営がこの使用料を含めて同じ金額なんですよ。指定管理のほうが優位性があるということはずっとおっしゃっているんだったら、なぜ同じ金額になるのかよくわからないし、この違いが出ているのは人件費のところだけですわ。人件費を安く抑えたらそれで有利やというような、そんなばかな指定管理の制度はないわけで、そこはもっと厳しく審査をしていただくことがよりよい制度になっていくことだと思いますし、本当の市民サービスの充実に繋がるわけですから、そういう意味で是非今後引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 議員のおっしゃることもよくわかりました。このスポニックパークいちのみやは近隣の施設もございますので、それを比較させていただいたという報告を受けております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、第69回穴粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時52分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 藤 原 正 憲

宍粟市議会議員 林 克 治